

長野県広域受援計画の策定について

長野県危機管理部危機管理防災課

1 目的

大規模災害発生時に国及び他県等から広域的な人的、物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の配置や活動の明確化など具体的な受援体制を構築。

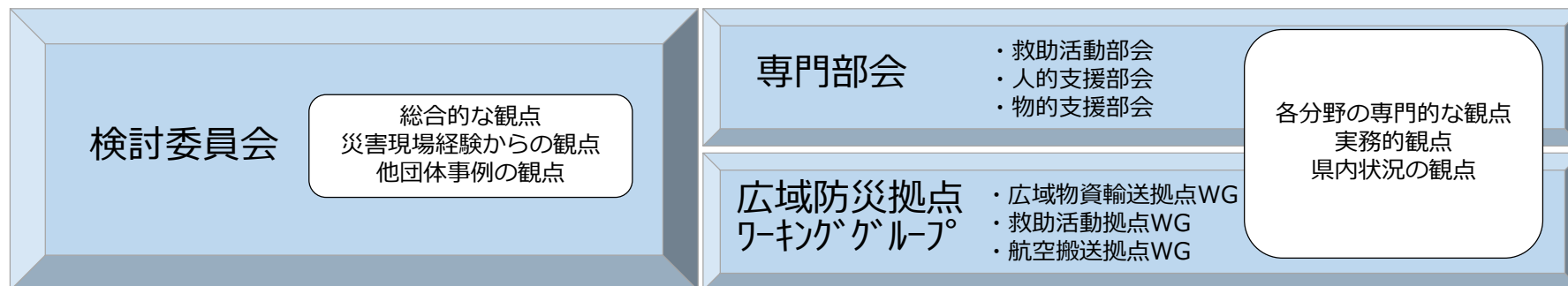
2 国の情勢

熊本地震の発生を受け、国はH28.10に「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を立ち上げ、H29.3に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定。都道府県において受援体制を構築すべきとした。

3 検討スケジュール

年 度	平成29年度〔ステップ1〕	平成30年度〔ステップ2〕	平成31年度以降
事業内容	広域受援計画基本構想 〔 広域防災拠点計画の基本方針 機能別活動計画の基本方針 〕	広域受援計画 〔 広域防災拠点計画 機能別活動計画 〕	・訓練による検証 ・地域防災計画、 業務継続計画等の修正

4 検討体制



長野県広域受援計画基本構想の概要

第1章 総則

①広域受援計画策定の背景・目的

- ・東日本大震災や熊本地震では、全国から集まる物資の円滑な受入れと被災者への供給や、派遣される応援職員等の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかになった
- ・県内では、今後も地震災害など大規模災害の発生が懸念されており、全国からの応援を円滑に受け入れる体制づくりが必要

②対象とする災害

県内市町村及び県のみでは対応が困難な大規模災害（地震、風水害、火山災害等）を対象

第2章 広域防災拠点計画の基本方針

①広域防災拠点の必要性

- ・本県は南北に広い山岳県であり、地震活動等様々な災害に対して、複数方面から広域応援部隊や、支援物資等の受入れ・配分等の後方支援を行う拠点の確保が必要

(図1)

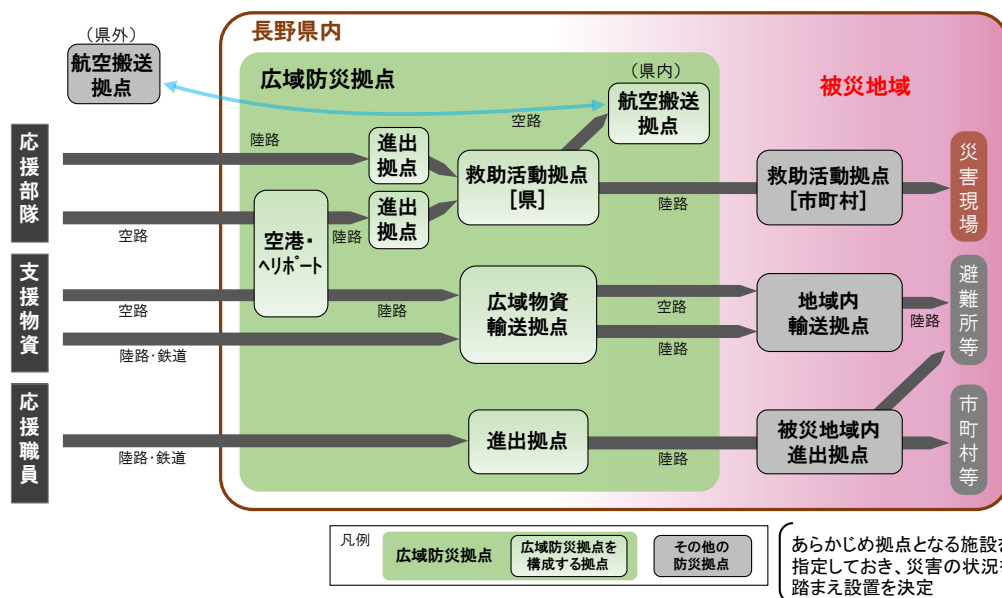



図1 広域防災拠点の活用イメージ

② 広域防災拠点の機能

県が設置する広域防災拠点の有すべき機能は下記のとおり

1) 現地調整 ・ 情報提供機能	4) 救援物資の中継 ・ 分配機能	6) 空港機能 (松本ゾーン)
2) 応援職員の一時的集結機能		7) ヘリポート機能
3) 宿営、資機材集積機能		8) 災害医療支援機能

③ 広域防災拠点の配置ゾーン

○ 被災地を支援する広域防災拠点として**5つの配置ゾーン**を選定 (図2)

①長野、②松本、③上田・佐久、④諏訪、⑤伊那・飯田

【配置の考え方】

- ・ 県内において想定されるいかなる災害に対しても対応できるように、**被災地域外に複数ゾーン**を分散配置
- ・ 県外からの応援が集結しやすい陸路・空路**アクセス性の良い地域**
- ・ 移動時間を含め、被災地域において**十分な活動時間を確保**できる地域

④ 広域防災拠点の候補施設

○ 県各部局及び県内市町村への調査をもとに、広域防災拠点の候補施設を選定

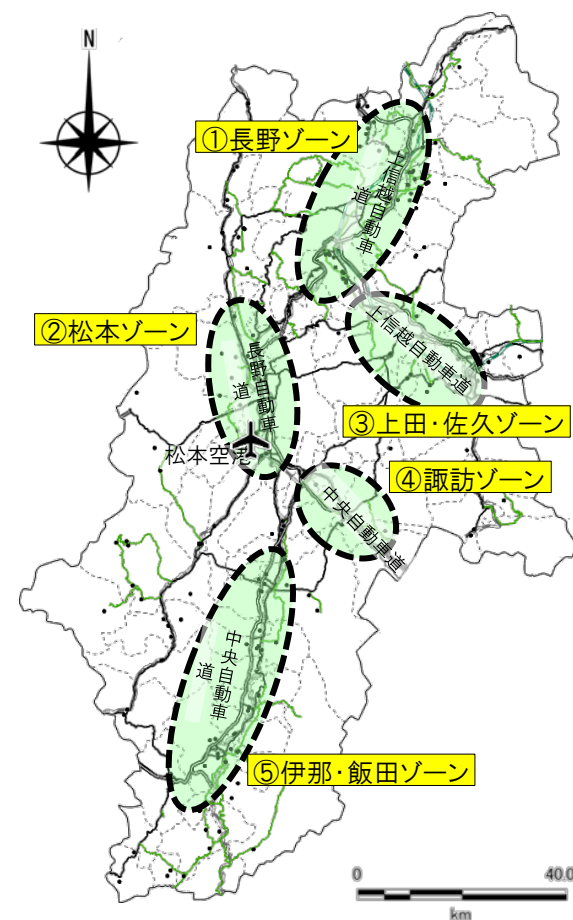


図2 広域防災拠点の配置ゾーン

平成30年度は、各配置ゾーン内に広域防災拠点を指定し、運用を明確化する「広域防災拠点計画」を策定

第3章 機能別活動計画の基本方針

① 受援業務の分類

○受援が必要となる業務項目（災害時の機能）を救助・消防活動、人的支援、物的支援等の視点から**6つに分類**（図3）



図3 円滑な受援に向けた業務項目の6分類

② 機能別活動計画の構成

○6つの業務の機能をもとに、**16の機能別活動を抽出**（図4）

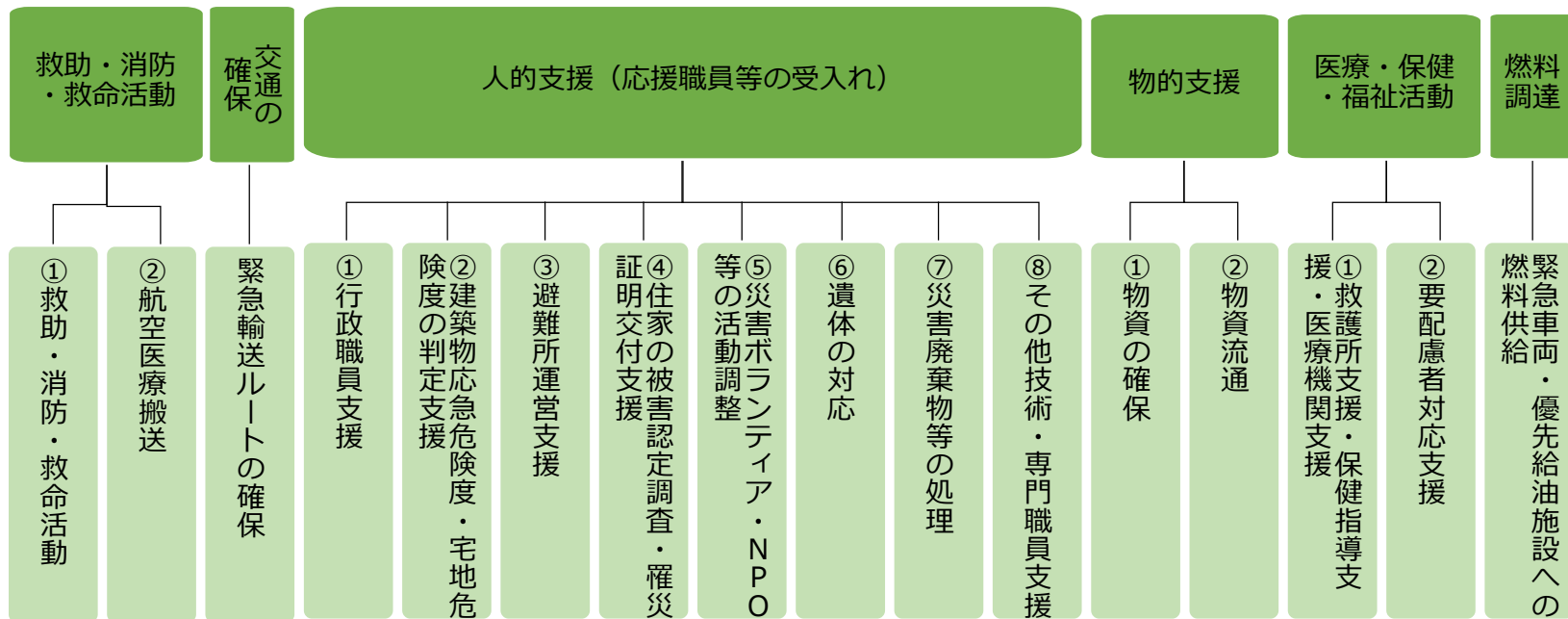


図4 機能別活動計画の構成案

③ 1 6 の機能別活動の活動方針

○機能別活動毎に、**目標、課題、基本方針、活動に係る実施事項等の活動方針**を記載

平成30年度は、機能別に災害対応の具体化（事務分掌の見直し等）、調整窓口の明確化（災害対策本部体制の見直し等）を行い、受援に必要な業務の具体的な進め方や他の災害時活動計画との整合等を整理した「機能別活動計画」を策定

第4章 広域受援計画の立案に向けた課題

①基本構想の具体化

県災害対策本部等の受援体制の具体化、業務の流れの明確化、既往計画との整合

②関係機関等との連携体制に係る調整

拠点管理者や拠点利用機関との調整、カウンターパート方式の検討、情報共有体制の構築、市町村広域受援計画に向けた市町村との連携

第5章 長野県広域受援計画基本構想検討委員会における検討経緯

①検討体制

②検討スケジュール